

徳島県病院局管理規程第十二号

徳島県病院局職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年十月十八日

徳島県病院事業管理者 北 畑 洋

徳島県病院局職員給与規程の一部を改正する規程

徳島県病院局職員給与規程（平成十七年徳島県病院局管理規程第十四号）の一部を次のように改正する。

附則第七項第一号中「三千円」を「八千円」に改め、同項第二号中「二千円」を「三千円」に改め、同項第三号中「千円」を「千五百円」に改める。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の徳島県病院局職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、令和四年十月一日から適用する。
- 3 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の徳島県病院局職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。